

厚生常任委員会

平成26年11月20日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	中川 靖広	紀 良治
坂口 徹		
中西 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	乾 善亮
住民生活部長	植村 俊彦	福 祉 課 長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	中原 潤	同 課 長 補 佐	安藤 容子
国保医療課長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	北 典子
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	福田 善行
住 民 課 長	岡村ひとみ	同 課 長 補 佐	鎌田 裕之

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会させていただきます。

初めに、副町長のご挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

副町長

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

署名委員には、小林委員、中川委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

それでは初めに、1番、継続審査案件であります。その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、町長の公約のひとつであり、また、3月議会の施政方針の中でも制度創設について述べられておりましたごみ出しサポート事業、いわゆる高齢者等ごみ戸別収集につきまして、このほど事業計画がまとまりましたので、その概要につきまして、また、年末年始のごみ処理業務の体制が整いましたので、日程等につきましてご報告をさせていただきます。

まず、1点目の高齢者等ごみ戸別収集事業についてであります。

資料1-①で事業概要をお示しをしておりますので、それに基づきましてご説明をさせていただきます。

今回の高齢者等ごみ戸別収集事業であります、「安心サポートごみ収集」という事業名で実施をすることとしておりまして、以後、安心サポートごみ収集という呼び方でご説明をさせていただきます。

この安心サポートごみ収集の事業目的であります、高齢化が進む中、すべての人に優しいごみ処理を進めるため、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、ごみを地域の集積場所まで出すことが困難な世帯に対しまして、ごみの排出や分別をサポートすることを目的に実施をするものであります。

次に、このサービスを受けることができる対象者であります。親族、近隣者など身近な方の協力が得られず、ごみを地域の集積場所まで出すことが困難で、次のいずれかに該当する方を対象者としております。

まず、おおむね65歳以上の方で介護保険法の規定により要支援認定または要介護認定を受けておられるひとり暮らしの方。次に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定いたします障害支援区分の認定を受けておられる方で、障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用しているひとり暮らしの方。また、世帯の構成員全員が要支援認定または要介護認定を受けておられる世帯や障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用されている世帯につきましても対象としているところであります。

次に、具体的な事業の内容につきましては、ごみの戸別収集が中心であります。当町の特徴といたしまして、戸別収集を行う際に、排出者の状態あるいは安否を確認するとともに、お声がけを通じましてコミュニケーションを図る場とするため、対面収集を基本と考えております。

さらに、現在、ごみの減量化・資源化を促進させますため、分別が少々複雑化してきておりますが、高齢者の方にとりましてわかりにくい分別につきましても、お伺いした際にご相談に応じるとともに、ご希望によりまして指定袋の配達も行うなど、安心してごみ出しができますよう支

援していくこととしております。

次に、収集の方法であります。収集回数につきましては週2回、収集日につきましては可燃ごみ収集の地区割りを基本といたしまして、例えば可燃ごみの収集日が月曜・木曜日地区のお住まいの場合は毎週月曜日と木曜日に訪問することとしております。また、出し方につきましては、現在、町が行っている同様の分別方法といたします。

なお、通常、ごみの種類によりまして、週1回の収集あるいは月1回の収集と収集回数が異なりますが、この安心サポートごみ収集の場合、引取りを希望されれば、週2回お伺いしたときに全てのごみを収集することとしております。

収集体制につきましては、清掃員2名で1チームを編成し、対応することとしております。

次に、申請であります。本人申請を基本としておりますが、家族、自治会長、民生委員、ケアマネージャーなど本人をよく知る代理人からの申請も可としておりまして、職員によりまして面談を行った上で実施の決定をしていきたいというふうに考えております。

最後に、事業の開始日であります。平成27年4月2日の木曜日から収集を予定しておりまして、平成27年1月号町広報紙によりまして周知、申請を受け付けまして、2月から3月にかけて面談を行う予定にしているところであります。

なお、申請につきましては、平成27年1月以降、随時受け付けることとしているところであります。

以上が安心サポートごみ収集事業の概要であります。この事業の実施によりまして少しでも高齢者等の方々のごみ排出にかかります負担が軽減され、また、コミュニケーションを図る場になればと考えているところであります。

なお、資料1-②では、安心サポートごみ収集事業実施要綱（案）をお示しをしておりますが、ただいまご説明いたしました事業概要は、要綱（案）末尾に添付しております要旨とほぼ同じ内容になっておりますので、要綱の説明は割愛をさせていただきますので、よろしくお願いを

いたします。

次に、2点目、年末年始のごみ処理業務につきまして、資料1-③に基づきましてご報告をさせていただきます。

今年の年末におきましても、12月29日月曜日、翌30日火曜日は、年末年始の役場閉庁期間ではありますが、臨時収集をさせていただきます。

収集いたしますごみ・資源物は、資料1-③の上段に記載をさせていただいておりますように、可燃ごみ、枝葉・草類、その他プラスチック類であります。また、モデル事業であります生ごみにつきましても、30日火曜日に収集をさせていただきます。

なお、年明け1月5日月曜日からは、全てのごみ・資源物ともに通常どおりの収集となります。

次に、年末のごみ持込み業務であります。資料の中段以降に記載をしておりますが、通常、毎月第2土曜日、第4日曜日は持込みの受付業務を行っていることから、第4日曜日であります12月28日は年末年始の閉庁期間中ではございますが、通常どおり衛生処理場のほうで受け付けをさせていただきます。また、翌29日月曜日、30日火曜日につきましては役場東側駐車場で、また、31日水曜日は役場東側駐車場に加え、三井観光自動車駐車場、生き生きプラザ斑鳩駐車場の3か所で持込みを受け付けさせていただくこととしております。

なお、年末は、普段収集日ではない日に収集を行ったり、持込み受付時間も日によりまして変動するなど変則的な日程となりますことから、住民の方々への周知につきましては、12月号町広報紙への掲載、自治会内の周知文書の回覧のほか、公共施設やごみ集積場所にも周知ポスターを掲出するなどし、徹底を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長

はい、ご苦労さまでした。

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員　この安心サポートごみ収集事業は、町の職員で行かれるのか、委託業者も行くのか、その辺どうですか。

環境対策課長　当町の清掃員、2名で1チームを編成して収集に伺うこととしております。

中川委員　委託業者行かへんの。

環境対策課長　町の職員で対応する予定にしております。

委員長　いいですか。

ほかに。　辻委員。

辻委員　今、職員2名。これ、来年からということ、職員の体制は、町の職員だけでいけるのか、それとも。これ、どれだけ量ふえるのかちょっとわからへんねけども、その辺の予想とか、その辺、ちょっとわかりますか。

環境対策課長　まず、今回のこの該当者でありますけども、本年10月現在で介護保険のほうの規定によります要支援認定および要介護認定は、合わせて1,800人おられます。また、障害福祉サービスによるサービスを受けておられる利用者は80人。このうちですね、実際、ごみ出しが困難な方でありまして、町では既に高齢者等の福祉サービスとして愛の訪問事業あるいは配食サービスといった事業を実施されておられて、これらの事業に約200の方が利用をされていますけども、その内、地域の集積場所までごみを出しに行くのが困難と思われる方は、半数以下であろうというふうにお伺いしております。

また、実際、高齢者の個別収集を実施されている他市町村の件数を当

町の人口比率に当てはめましても、対象者は40名程度ということになっていまして、現時点の推測でありますけども、最大でも50件程度の収集になるのではないかというふうに見込んでおりまして、それを月曜日、火曜日、木曜日、金曜日それぞれの可燃ごみの日に割り当てますと、最大でも25件ぐらいですので、1チームで十分対応できるであろうというふうに考えているところであります。

辻委員

実際、申請して、せんな、はっきりした件数は出やへんと思いますけど、またふえたらふえたで、今の25件ぐらいやったら今の職員で十分いけるということで判断されていまして、また今度、ふえたらふえた場合でまたその辺の対応、職員の対応も、あまり過激な対応、いろいろ事業ふえてきていますので、職員にかなり負担もかかっていますので、その辺の対応よろしくをお願いします。

それとまた、続いて、対面収集ということになりますので、もともと職員は、こんなん言うたらあかんけど、言葉をかけんと収集しているという、今日までされていますので、今度はもう1軒1軒、何かぴこっと押してという、対住民との対話が重視されますので、その辺の職員の研修というのか、その辺の何かいろいろな対応策をどのように考えてはるのか、ちょっとお願いしたいと思います。

委員長

池田副町長。

副町長

職員自体、当然、安否確認もさせていただきますし、衛生処理場の職員さんも、やはり今までからいろいろなところでも話しされておりますので、それらについては十分、指導というか、徹底したいと思っておりますし、職員を信用いたしております。

ただ、それでまだ、例えば苦情等々があったときには対応しますが、ただ、この制度を実施する前には、こういう趣旨でこういう制度を実施しますということを事前に職員さんにお話ししてからさせていただきますので、そこらについてはご心配なきようにさせていただきますの

で。

辻委員 最近、いろいろな事件が多いですので、その辺も十分配慮しながら、また安心して、安心サポートって書いていますが、安心してやっぱりごみ出しできるように努力していただくようお願いしておきます。以上です。

委員長 今、辻委員からありましたように、今までと違うなれない仕事内容をしていただくということでは、こういうケースの場合はこうするといういろいろなことを想定して、やっぱり一定のマニュアル化みたいなものをして職員さんたちが安心してその業務に当たれるように、担当課としてはやっぱり準備をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに委員さんのほうで。 坂口委員。

坂口委員 この事業内容の中の分別の相談というところなんですけど、どこまで、どこまで言うたらあれかな、ほんまに相談だけで終わってしまうのか、実際、週2回の回収に全部持って帰るということなので、その現場というか該当者のお宅に行かれて、その中で実際に分けるのを手伝うのか、その辺はどうなんですかね。

環境対策課長 一応現段階では、分別につきましてはもう本人さんにさせていただくということにしております。お困りごとがあったときのご相談、例えば分別、このごみは何ごみに出していいのかわからないといった相談に応じるということで事業を進めてまいります。

委員長 よろしいですか。

ほかに。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと1つだけ聞きたいんですけどね、今、この対象者って書いて

いる中には該当しないとは思いますが、私の知っている方で、40過ぎぐらいかな、方で、女の人ひとり暮らしなんですけど、うちの母親にしか会わへんと。ごみはいつもうちの母親が出しに行っておるんですけど、もううちの母親も80なんぼやし、いつまでも続けていられへんと思いますのでね、民生委員さんも今、もう全然、ちょっと困っておられるような状態で、そういうときは。自治会長さんとか相談しても、多分ごみ収集の方が行かれても、多分家を閉められて出てこないと思うんですけど、そんなときはどこへ相談したらいいのかなと思うんですけど。

環境対策
課長

この安心サポートごみ収集、基本的には対面収集を基本としておりますけども、ご本人さんが望まれない場合につきましては指定したところにごみを出していただく、それで安否を確認するといった方法もとれるようにしておりますので、ご本人さんが収集員と会いたくないと、ただ、ごみについてはとってほしいというご相談にも応じられるようにはしているところであります。

宮崎委員

ごみをとってほしいとも言わないんですよね。もう家の中がごみ屋敷みたいになっておって、それでうちの母親が見かねて掃除をしに行っているような状態で、ちょっと本人の安否も、ただ家におられるときもおられないときもありますし、ちょっとこれ、問題になると思うんですけど、これはもう、ちょっと、ぼちぼち解決していかなきゃあないかなとは思っています。

委員長

そうですね。この安心サポートごみ収集事業の内容と、またちょっと意味合いが違う案件になると思いますけども、やはり文化遺産のある町で、リサイクルを進め、美しいまちづくり、これを目指している中で、そういうご家庭があるということに対しての対策、今後どのようにしていったらいいかというような、そういう問題があるかなというふうに思いますので、それについてはどうでしょうか。 池田副町長。

副町長 今、委員長申されましたように、ごみ屋敷の問題につきまして、全国的というよりも大都市のほうで非常に問題になっております。非常にひとり暮らしのお年寄りがふえてきているということで問題になって、そうしたことから、町のほうで職権的に家のほうに立ち入って調査、また整理する条例も制定されている市町村が最近現れてきております。やはりそういう問題が、それでまた、安全、安心というか、火災の問題、心配もございますので、そうしたことから、やはりその状況というか、その斑鳩町の状況というか、そこらどんどんふえてくるのか、いや、まだ特異な例なのか、そこらを見極めながらやはり条例制定というのは考えていかなければならないと、このように考えております。

委員長 今、今後の課題というふうにお答えいただきましたが、どうですか、宮崎委員、よろしいですか。

宮崎委員 それはもうしかたないので。はい。

委員長 中川委員。

中川委員 おおむね65歳以上でっていう条件ついてあるねんけど、ひとり暮らしで40歳ぐらいの人で下半身麻痺で車椅子の人いてるねんけど、これ、65歳以上の人やから、それは対象外で、集積場所まで持っていけということか。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 今回の条件の中には、障害者総合支援法によります障害者で、いわゆるホームヘルプサービス等々を利用されている方も対象に含んでおります。今おっしゃったような方につきましては、恐らく家庭での生活にも何かしら支障があると思われまますので、この安心サポートごみ収集だけでなく、日常生活を維持させるためにもこういう障害者のサービスを使

っていただくことが大切だと思いますので、その場合には対象になるものと考えております。

中川委員 それならその、介護保険法とか、この要支援介護認定とか入っているけど、それなら「おおむね65歳以上で」は必要ないんか。

訂正依頼あり

住民生活 資料1の①でございますが、3番の対象者のところの、黒の点ですね、部長 の、2つ目、これが障害者の方を表している部分でございます、今のような方で日常生活でそういう居宅介護等のサービスを受けておられる場合には該当するというところでございます。

中川委員 いや、せやから65歳以下でもええねんから、この「65歳以上」っていうのはいるのかなて言うてるねん。

住民生活 いわゆる、今回の分につきましては、高齢者と障害者をベースに考えているものですので、その高齢者の規定の中で65歳、そして、要支援、部長 要介護認定を受けているということで1つの条件を示させていただいているものでございます。

委員長 よろしいですか。

(「要支援、要介護受けていたらええねんからやな、65歳以上ちやうかったってええねやろ」と呼ぶ者あり)

委員長 一応おおむねということで書かれております。今、中川委員がおっしゃったようなこと、もちろんいろいろ出てくるかとは思いますが、一応これ、安心サポートごみ収集事業は、今、部長が言ったように、一応主に高齢者の方の施策として進めていこうという中で、高齢者だけではなく障害をお持ちの方にも適応させていくべきだということでこういう書かれ方をしていると思うんですけどね。ご理解していただけますでしょ

うか。

（「委員長がそこまで言うんやったらしところ。なかってもええけどな。」と呼ぶ者あり）

委員長 ほかに委員皆さんのほうで、特によろしいですか。

（ な し ）

委員長 すみません、私、1点だけちょっと、気になっているところがあるんですが、大事なことなので。

今まさに介護保険法の認定を受けておられる方、障害者のサービス利用されている方ということで、課長のほうからも何件、何人とかいうことも言われておりましたが、できましたら、4番目に、「その他、町長が特に必要と認める世帯」ですね、ここの捉え方っていうのか、今、いろいろなケースが委員の中にもあったと思うんですが、私も知っている方の中で、かなり高齢の方が、足が痛くて、ごみ、重たいの持っていきのがしんどいというような、でも介護保険も何も受けておられないというような世帯ももちろんあります、ひとり暮らしの方もね。ですからそういう、あまりにもこうでないと受けられませんということになったら、そういう方たちからまた、ええ、またわし足痛うてもう難儀しているのに、わしは受けられへんのかなっていうふうに思われるっていうことについて、私、ちょっと心配なんです。介護保険も使っていない方でもこういうサービスに適応させてあげたいと思うような家庭は斑鳩町内にもあるんじゃないかというふうに私も認識しておりますので、その辺につきましてね、対応をちょっと考えてやっていっていただきたいというふうには思っているんですけれども、どうでしょうか。

栗本環境対策課長。

環境対策 仮に介護サービス等を受けておられない方でごみ出しが困難であると

課長

いったご相談がございましたら、まずは面談をさせていただいて、その状況を確認した上で、必要であればこの安心サポートごみ収集のサービスを受けていただくことは可能であるというふうに考えております。面談は、基本的に自宅にお伺いして、生活状況、実態等も確認させていただいて面談を行っていかうと考えております。また、町の職員、面談され判断できない場合は、自治会長さんであるとか、民生委員さんなどにも確認、ご相談申しあげながら実施の有無を判断していきたいというふうに考えているところであります。

もう1点、私、最初のほうで介護保険の認定、要支援者、要介護者1,800人と申しあげましたけども、正しくは1,400人ですので、ちょっと訂正をさせていただきたいというふうに思います。

委員長

わかりました。あまりにも規定がはっきりばあんって書かれていたら、悩まれている方が、ああ、わしは該当しいひんねんなど諦められるケースもあるかとは思いますが、そういう点につきましても、民生委員さんや自治会長さん、こういった方々にもこういう事業をこれから実施しますと、自治会内でも、地域でも、お困りの方があつたら町へ相談してくださいというようなことをまた、いろいろな機会を通じてこの事業を広報していただきたいというふうにお願いをしておきたいと思ひます。

ほかに、よろしいございますか。 中川委員。

中川委員

これ、申請して面談してするいうたらかなり日にちかかると思ひねんけど、ひとり暮らしの高齢者で不意の事故で足骨折されて歩けんようになった、そんな場合はそんなんしている手続きとれまへんやろ。そんなん、どないしはんねやろ。

環境対策
課長

4月からの実施でありますので、1月に申し込まれた方は、最初は4月からですけど、それ以降につきましても、そういったケースに応じてできるだけ早くこのサービスを受けていただけるような努力はさせていたたくつもりにしております。

委員長

よろしいですか。

ほかに、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2番、各課報告事項について、議題とさせていただきます。その1、斑鳩町民間保育所運営費等補助金交付要綱について、理事者の報告を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の1番、斑鳩町民間保育所運営費等補助金交付要綱につきましてご報告をさせていただきます。

民間保育所の運営に対する補助につきましては、8月13日の議員懇談会、また、8月15日の本厚生常任委員会におきまして、民間事業者による保育所の整備についてご説明をさせていただきました際に、他市町村の状況等も参考とする中での町の考え方等について、その案をお示しさせていただいたところでございます。

それらにつきまして、今回、要綱としてまとめましたので、本委員会にご報告をさせていただきます。要綱の公布をしまいたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料2によりまして要綱案についてご説明をさせていただきます。初めに、末尾の要旨をごらんいただきたいと思います。

斑鳩町民間保育所運営費等補助金交付要綱の要旨でございます。本要綱は、斑鳩町内における民間保育所の整備及び運営を支援することにより児童福祉の向上を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものでございます。

1つ目の、主な制定内容でございます。(1)趣旨、第1条関係、本

要綱の趣旨は、斑鳩町内における民間保育所の整備及び運営を支援することにより児童福祉の向上を図るため、予算の範囲内において民間保育所運営費等補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとしております。

次に、(2) 定義、第2条関係でございますが、この要綱において「民間保育所」とは、児童福祉法第35条第4項の規定により認可を得て設置する保育所をいうものといたします。

次に(3) 補助対象者、第3条関係といたしまして、補助金の交付を受けることができる者は、斑鳩町内において民間保育所を整備または運営する団体の代表者としております。

続いて、(4) 補助金の種類等、第4条関係でございます。

申しわけございません、恐れ入りますが、資料の2枚目の裏面、要綱(案)の2枚目裏面でございますが、そちらの別表をごらんいただけますでしょうか。

こちらに6種類の補助金をあげさせていただいております。上から3つ目までの補助金が町単独事業、下の3つの補助金が県の補助対象事業となっております。

まず、1つ目の給与改善費補助金でございます。常時勤務を要する職員給与改善に努めていることを補助要件といたしまして、常時勤務を要する職員に対して支出される給与の加算額に対して、職員1人当たり月4,500円を職員数に応じて補助するというものでございます。

次に、2つ目の日本スポーツ振興センター加入費補助金でございます。保育園が独立行政法人日本スポーツ振興センター共済に加入していることを補助要件といたしまして、児童の当該センターへの共済加入に要する経費に対しまして、共済加入経費から保護者負担額を控除した額について補助を行うものでございます。

3つ目、障害児保育事業費補助金でございます。町が認定いたしました障害児を保育していることを補助要件といたしまして、障害児の保育事業に必要な経費に対して、障害児1人当たり月額50,000円を補助するものでございます。

訂正依頼あり

次の4つ目、一時預かり実施事業費補助金は、一時預かり事業を実施していることを補助要件といたしまして、一時預かり事業に必要な経費、~~こちらは主に人件費等となってまいります~~が、その経費に対して、奈良県当該事業補助要綱に基づく**基本額**の補助を行うものでございます。平成26年度につきましては、県の保育緊急確保事業費補助要綱によって補助が実施されておりまして、補助率は3分の1となっております。なお、年度によりまして県の補助要綱の名称が異なってまいりますことから、奈良県当該事業補助要綱と規定をさせていただいておるところでございます。

訂正依頼あり

次に、5つ目の延長保育実施事業費補助金でございます。日々継続して延長保育を実施していることを補助要件といたしまして、延長保育に必要な経費、~~こちらにも人件費等になってまいります~~が、そちらに対して奈良県当該事業補助要綱に基づく**基本額**の補助を行うものでございます。こちらの補助金につきましては、平成26年度、県の保育対策等促進事業費補助要綱によって補助が実施されておりまして、補助率は3分の2となっております。先ほどと同様に、年度によりまして県の補助要綱の名称が異なりますことから、同じく奈良県当該事業補助要綱と規定をさせていただいております。

これら5つの運営補助につきましては、来年4月に開園予定の斑鳩黎明保育園に対する補助金でございますが、職員や園児等の人数等により変動をいたしますが、現時点では、おおむね補助金額が1,400万円、県からの補助金が約700万円、差し引き町負担額は700万円程度というふうに見込んでおるところでございます。

続きまして6つ目、施設設備整備費補助金でございます。12月議会に補正予算を上程させていただく予定としておりますが、今回、こちらにつきましては、斑鳩黎明保育園の整備につきまして、国の待機児童解消加速化プラン、こちらのほうの採択がなされましたことから、県の補助率が当初の2分の1から3分の2に引き上げられ、町の持ち出しは当初の4分の1から12分の1となっておりますので、合わせてご報告をいたします。12分の3から12分の1ということで、町の持ち出しは

3分の1となっておるところでございます。

以上が、補助金の種類等となっております。

申しわけございません、要旨にお戻りいただけますでしょうか。

続きまして、(5)番、補助金の交付申請、第5条関係でございます。補助金の交付申請方法及び交付申請書類について定めております。

(6)補助金の交付決定等、第6条関係、交付決定及び不交付決定の手順及び通知方法について定めるとともに、暴力団排除について定めております。

次に、(7)番、変更等の承認、第7条関係でございます。補助金交付決定後の事業変更にかかる町長の承認について定めております。

(8)現地調査等、第8条関係として、町長は、補助金交付決定者に対し、必要な報告をさせるとともに、書類等の検査及び現地調査を行うことができることを定めております。

(9)事業の完了届等、第9条関係、事業完了届の提出について定めております。

(10)補助金の確定、第10条関係、補助金の確定及び通知方法について定めております。

(11)補助金の請求及び交付、第11条関係、補助金の請求及び交付について定めております。

最後に、(12)補助金の返還等、第12条関係といたしまして、補助金の交付の決定の取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還について定めているところでございます。

続いて、2つ目、施行期日でございます。この要綱は、公布の日から施行することとしております。

以上、斑鳩町民間保育所運営費等補助金交付要綱についての説明でございます。要綱本文の説明は省略、割愛のほうさせていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上が、交付要綱についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 はい、ご苦労さまです。
報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 補助金の6つある、上の3つは町単独事業や言わはったけど、これ、だいたいよその町でも私立保育所があるところはこの3つは町単独で事業してはるのかな。

福祉課長 今回、町の単独の補助を検討させていただく際に、奈良県内の市町村を含めて確認をさせていただきまして、生駒市、郡山市、奈良市等々ではこういった補助をされているということとなっております。

中川委員 今、市ばかりあげてくれはったけど、実際ある王寺はどうでんの。

福祉課長 王寺町につきましては、確認をさせていただきまして、私立保育所1園当たり1千万円という、こういった個々の補助金ではございませんでして、1園当たり1千万円ということで、町の単独の補助をされているということで確認をさせていただいております。

中川委員 この補助金、年間、年額どれぐらいの予算いるという試算してはるねやろ。

福祉課長 こちらにつきましては、園児の数であったりですとか、給与改善の補助でありましたら職員の数等々によって変わってまいります、おおむね、こちらのほうで試算しておりますのが、補助金額といたしまして1,400万円、今現状の県の補助率といたしまして700万円の補助金があるものとして、差し引き町単独分として700万円というところで見込んでおるところでございます。

委員長 よろしいですか。 中川委員。

中川委員　これ、私立の保育所ということは、民間業者っていう感覚で見たら、利益があるからしはるねんな。損や思たら開園しはらへんと思うねんけど、この1園でどれぐらいの利益上がるとか、そこらは把握してはる、してない。わからへんやったらわからへんでええねんけど、あまりにも利益上がってあったらね、わざわざ町の負担でいろいろな補助金つけやんなんことあらへんやろと思たから。

委員長　池田副町長。

副町長　まず、保育所というのは社会福祉法人で運営されます。社会福祉法人の規定自体は、将来の施設整備に充てるものとしては内部留保をしてもよろしいですけども、それ以外のものは、それ以上の利益は上げたいけないということになっております。ですから、一般企業のように株主配当というような、そんなんもございませんわね。一定の給与をもらって、その給与についても今、県の監査が入って、必ず県の指導監査が毎年か2年に1回、社会福祉法人は2年に1回ですかね、ございますので、そこらでちゃんとチェックされておまして、それ以上の莫大な利益は上げてはいけないということでされております。

それと、以前、議員懇談会でもご説明申しあげましたように、町営でするよりは経費が安くつくと、町でするよりは経費が安くつくということで、今、もうほとんど全国的に民間保育園がどんどん誘致されておるといふ状況でございます。

委員長　よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。　小林委員。

小林委員　補助金の種類等の③の障害児保育事業費補助金の関係なんですけれども、この障害児というのはですね、集団保育が可能な障害のある児童を原則として受け入れていただくのか、もうそこに申し込まれたら必ず受け入れる必要があるのか、そこらはどういうふうか。お願いします。

委員長 池田副町長。

副町長 これはもうどこの保育所でも、また幼稚園でも一緒だと思うんですわ。今、障害者の方が地域で受け入れてくださいよ、幼稚園、また保育所、学校、なっております。ただ、町立保育園でも一緒ですけども、やはりその方の状況もございます、状態もございますので、やはりその人の状況を見る中、また、ご両親と、保護者の方とお話しする中で、本当にこの方が集団生活の中で生活できるかというのを判断いたしまして、受け入れるほうの判断をされると。私立の場合も同様でございます。

小林委員 今の答弁の仕方でしたら、恐らく原則として受け入れるというふうに、個々相談ということなんでしょうけれども、聞きましたら今の、現状の、ちょっと知らないんですけれども、斑鳩町内で保育所の中で障害児の方っておられるのか、おられないのかというのはちょっと確認させていただきたいと思います。

副町長 これにつきましては、毎年の予算書にもあげておりますように、障害児保育で臨時保育士さん、加算しております。あれは、一定の保母さんをつけないと、1人では集団に馴染めない方、集団生活されない方がおりますので、町立保育園でも当然受け入れをさせていただいております。ただ、今、申しあげましたように、非常に重度の方、障害者の方でも非常にその程度によって重度の方がおられますので、そこらは個々に判断させていただきますし、ご両親の意向も確認しながらやっていくということによってしております。

委員長 よろしいですか。ほかにもございますでしょうか。

(な し)

委員長 委員皆さまにもちょっとご相談なんですが、この文言の中にも、補助して現地を調査する場合があるというふうに書かれておりましたけれども、現在、もう改装が11月1日から進みかけてきました。当委員会としてはね、ある程度完了、建物の改修工事がある程度進んできたら現地調査をしたいなというふうに思っておるんですけども、今の状況でいきますと、予定としては改装の終了っていうのか、日程的にはどんな具合になっていますでしょうか。 池田副町長。

副町長 委員皆さんの現地視察でしたら、恐らく2月の事前委員会ございますわね、恐らくそれを目標として、それに間に合うかどうか確認させていただいて、間に合ったら2月の委員会、もしそれでまだ、やはり非常に突貫工事やっておられますので、非常にしんどいと言われたら、3月の定例会中の委員会ということでご相談させていただきたいと思います。

委員長 はい、わかりました。そうしたらまた、工事の進捗状況についてはまた担当のほうにご連絡させていただいて、調整させていただくということで、委員皆さまにおかれましても、その点につきましてはそういう形でご理解いただけますか。

(異議なし)

委員長 そうしたらまた、当委員会としては、完成が間近になるか、完成してからになるか、現地調査を行うということにしておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに、これについて何かございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、続いて進ませさせていただきます。
次に、2点目、斑鳩町子ども・子育て支援事業計画案について、理事

者の報告を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、斑鳩町子ども・子育て支援事業計画(案)につきましてご報告をさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画の関係につきましては、5月の当委員会で計画策定のために昨年度に実施いたしました子ども・子育てを取り巻く現状、あるいは課題や住民のニーズ等に関するニーズ調査の集計結果を報告させていただいたところでございます。

このニーズ調査をもとに、福祉課、健康対策課を中心といたしまして、教育委員会、企画財政課等10課で構成する庁内作業部会において各事業の見直しや新規事業について検討を行いまして、7月4日の第2回子ども・子育て会議では計画の素案について、また、10月2日の第3回目子ども・子育て会議では計画案をお示しさせていただきましたご審議をいただいたところでございます。

それでは、斑鳩町子ども・子育て支援事業計画(案)につきまして、資料の3の計画(案)により計画の内容についてご説明をいたします。かなりの量となっておりますので、要点を絞ってのご説明させていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

まず初めに、2枚目裏面の目次をごらんいただきたいと思います。

本計画は、第1章から第6章の構成となっております。

第1章が計画策定の趣旨、計画の期間、計画の位置づけ、第2章は子どもと子育て家庭をとりまく状況、第3章は計画の基本理念と基本方針、第4章では教育・保育・地域の子育て支援について量の見込み、確保の内容などについて、第5章では、子ども・子育て支援関連施策の推進といたしまして、4つの基本方針別に、本町の現在取り組んでおります次世代育成関連事業や、今後取り組んでいこうとしている事業について、また、第6章は推進体制を掲載しております。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページをごらんいただけますでしょうか。まず初めに、計画策定の趣旨についてご説明をいたします。

本町におきましては、平成17年度から平成21年度を計画期間といたします斑鳩町次世代育成支援行動計画の前期計画を、また、22年度から26年度までの5年間の計画期間とする後期計画を策定いたしまして、計画に沿って、幼稚園・保育園の充実や、早朝・延長保育の実施、生き生きプラザ斑鳩での地域子育て支援センター事業の充実、子どもの虐待防止のための要保護児童対策地域協議会の設置、中学生までの子ども医療費の無料化、妊婦健康診査の15回助成、30人学級編成の導入など、さまざまな施策を展開し、次世代を担う子どもたちが安心・安全に暮らせる町づくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、全国的な傾向として、待機児童問題や子育ての孤独感と負担感の増加、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が課題となっております。

こうした状況の中、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて総合的に提供すること、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることが重要であるとの観点から、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援新制度の導入が進められているところでございます。

斑鳩町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援新制度に向けまして、国や県の動向、あるいは町の現状を踏まえますとともに、既存計画との整合性も図りながら、子どもの笑顔が見えるまちづくりを目指して策定するものでございます。

続いて2ページ、計画の期間でございます。本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間といたします。

3ページ、計画の位置づけでございます。本計画は、斑鳩町の上位計画でございます第4次斑鳩町総合計画、あるいは関連する分野別計画である第2期斑鳩町健康増進計画、斑鳩町障害者福祉計画などと調和のとれた計画といたします。

また、本計画は、子ども・子育て支援法に定められております市町村子ども・子育て支援事業計画の内容と、次世代育成支援対策推進法に基づきます次世代育成支援行動計画、こちらのほうは斑鳩町母子保健計画

を含みますが、これらと一体とした計画といたします。

ページをめくっていただきまして、続いて第2章、子どもと子育て家庭をとりまく状況でございます。この章では、5ページから25ページにわたりまして、人口や世帯の動向、本町の出生の動向、就労状況の推移、また、保育所・幼稚園などの利用状況、地域子ども・子育て支援事業の利用状況、児童虐待の状況といった統計情報、続いて26ページから39ページには、ニーズ調査の結果の概要を掲載をしております。このニーズ調査の結果の概要につきましては5月の本委員会で説明をさせていただいたところでございます。

続いて第3章、事業計画の体系についてでございます。41ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、基本理念でございます。この基本理念につきましては、朗読をさせていただきたいと思っております。

現在の少子化社会や斑鳩町の子育てを取り巻く問題点、課題等に対応するためには、住民、事業所、行政等、地域社会を構成するメンバーが、お互いに連携、協力しあうことが必要になります。その考えに立って、子どもたちの可能性を豊かに伸ばすためには、子どもの権利を尊重しながら、親自身の育ちや子育てのための支援を行い、地域が一体となって子育てにかかわり、子どもの健やかな成長、発達を支えていくまちづくりが大切になります。

そこで、本計画では、次世代育成支援行動計画の基本理念である「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」を継承し、住民の誰もが地域の子育てにさらに参加できるまちづくりを推進していきます。

続いて、その下の基本方針でございます。この基本理念の実現のための基本方針といたしまして、次の4つを掲げております。

1つとして、身近に支えがあり、仲間がいるまち、2つとして、安心して元気に子育てできるまち、3つとして、次のページでございます、心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち、4つとして、ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち、これら4つを基本方針として掲げまして、さらに、43ページの施策体系図に示しておりますとおり20の施策を

展開し、また、第5章におきましては114の事業を記載しておるところでございます。

次に、第4章の教育・保育・地域の子育て支援についてでございます。この章が、子ども・子育て支援法第61条に定められております市町村子ども・子育て支援事業計画の内容となっております。45ページをごらんいただきたいと思います。

1つ目の教育・保育提供区域の設定でございます。本計画では、国の子育て支援法に基づく基本指針に基づきまして、教育・保育提供区域を設定する必要があります。当町におきましては、施設整備のその面積規模等から、1町1区域として設定してまいりたいと考えております。

続いて、47ページでございます。2つ目の学校教育・保育の量の見込・確保の内容・実施時期でございます。ここでいう学校教育は幼稚園のことでございますので、よろしくお願いいたします。

こちらに、今後5年間の幼児期における教育・保育ニーズ量の見込みを示しております。5月の当委員会におきましてニーズ調査の結果をご報告させていただいたところでございますが、そのニーズ調査の結果から、幼児期における教育・保育のニーズ量を算出しております。

まず、①〈1号認定〉（幼稚園及び認定こども園）は、保育を必要としない3歳から5歳の児童見込み数でございます。

②〈2号認定〉（幼稚園）は、共働き家庭、自営業等で保護者の就労等により保育の必要のある児童で、幼児期の学校教育、つまり幼稚園の利用希望が高い3歳から5歳の児童見込み数となっております。

③の〈2号認定〉（保育所及び認定こども園）は、保育を必要とする3歳から5歳の児童の見込み数から②を差し引いたものとなっております。

④番、〈3号認定〉（保育所及び認定こども園、地域型保育）は、保育を必要とする3歳未満の児童の見込み数となっておりますのでございます。

その下の児童数でございますが、3歳から5歳の児童数、0から2歳の児童数の推計となっております。見込み量では、各年度、3歳から

5歳児の97.2%が幼稚園または保育所などに入園希望、また、0から2歳児の22.5%が保育所などに入所希望であると見込んでおるところでございます。

48ページにお移りいただきまして、続いて(2)確保方策でございます。施設全体での動向といたしましては、一番右端の平成31年度では、幼稚園等を希望される方が488人、保育所等を希望される方が428人、合わせて916人の方が教育・保育サービスの利用意向があると見込んでおります。

その確保方策といたしましては、幼稚園は町立で定員が500人、私立で定員300人をもって確保できる見込みでございます。また、保育所につきましては、町立の利用定員350人、私立の定員90人で確保できる見込みとなっております。

続きまして、50ページでございます。3番目の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期でございます。

(1)の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込みは、先ほどと同様にニーズ調査の結果から算出をしております。(2)地域子ども・子育て支援事業の確保方策において、それぞれの確保方策や今後の方針について記載をしております。

54ページには学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制確保の内容、また、55ページには障がい児施策の充実、また、56ページには児童虐待防止の取り組みについて記載をしております。

続きまして、第5章、子ども・子育て支援関連施策の推進でございます。第5章では、子ども・子育て支援関連施策の推進といたしまして、4つの基本方針別に、斑鳩町の現在取り組んでおります次世代育成関連事業、また、今後、取り組んでいこうとしている事業を掲載いたしております。114の事業がございますので、新規事業を検討している事業、また、次世代育成支援行動計画に掲載していなかった事業で、子ども・子育て支援事業計画に掲載予定の事業についてのみの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、58ページでございます。事業番号13番の相談事業相互の連

携でございます。新生児からの相談体制の充実を図るため、新生児から青少年を対象とした相談事業が、それぞれの連携をとりあいながら、悩みを解消するためのよりよい支援を行うことができるよう努めてまいります。

次に、59ページ、事業番号15の出張つどいの広場でございます。生き生きプラザ斑鳩で実施しておりますつどいの広場でございますが、協働のまちづくりを進める中での民間活力の活用などを総合的に検討いたしまして、法隆寺幼稚園において平成27年度から試行をという形でできるよう検討をしているところでございます。

その下の17番でございます。休日の幼稚園・保育園の園庭開放でございます。子ども・子育て会議の委員の意見を反映いたしまして、保護者の方の協力を得ながら、子育て家庭の遊びの場を提供するため、土曜日、日曜日、あるいは祝日の保育園・幼稚園の園庭開放を検討してまいりたいと考えております。

続いて、63ページでございます。

事業番号47番の保育料の軽減でございます。こちらにつきましては、9月議会で議決をいただきましたことから新規導入とさせていただいておりますが、多子世帯の負担軽減を図るため、同時在園等の3歳未満児について、保育料を国基準の2分の1から、町単独事業で4分の1に軽減をしております。

その下の48番、紙おむつ類専用指定袋の交付は、既に実施をしておりますが、子育て支援事業として新たに計画に掲載するものでございます。

64ページにお移りいただきまして、事業番号56、地域型保育事業への対応でございます。多様な保育サービスの受け入れ体制の充実を図るため、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の認可基準等を定め、地域のニーズに応じてその認可を行うなど、民間参入に対応していくというものでございます。

また、57番、病児・病後児保育の調査・研究といたしまして、医療機関の参入があれば対応するとともに、広域での実施、保育所での実施

など、さまざまな方法を調査・研究することとしております。

次に、その下の58番、ファミリー・サポート・センターの調査・研究でございます。現在、住民による子育てサポートクラブ、こちらのほうで託児サービスが実施されておりますが、今後、子育てサポートクラブとの連携のもと、必要に応じてファミリー・サポート・センターの設立も視野に入れ、子育てサポーターの養成などに取り組むというものでございます。

69ページにお移りいただけますでしょうか。一番下、事業番号93番の養育支援の充実でございます。子どもを犯罪や虐待から守る体制づくりとして、平成25年度から実施しております児童虐待等防止補助員を配置いたしまして、虐待などの通報があった家庭等、見守りの必要な家庭を訪問し、支援につなげてまいります。

次に、70ページの102番でございます。環境教室は既に実施している事業でございますが、新たに子育て支援事業として掲載をするものでございます。

続きまして、73ページでございます。事業番号108、サークル活動の支援でございます。住民と行政の協働のまちづくりの観点から、子育てに関するサークル活動の周知や参加者・スタッフ募集などの情報発信・共有及び団体間の連携などの仕組みづくりについて支援を行うというものでございます。

74ページでございます。事業番号113番の子どもの人権に関する啓発でございます。生涯学習の機会等を通じまして、子どもを権利を持った1人の人間として尊重するための啓発活動に努めてまいります。

以上の事業が、本計画に掲載いたします事業のうち、新規導入を検討している事業、また、次世代育成計画に掲載していなかった事業で、新たに子ども・子育て支援事業計画に掲載予定の事業となっております。

続きまして第6章、計画の推進体制でございます。75ページから76ページでございます。住民と協働の推進体制について定めますとともに、計画の管理・評価では、子ども・子育て会議において計画に基づく施策の実施状況について点検・評価等を行ってまいります。

以上が計画案の主な内容でございますが、12月には計画案のパブリックコメントを実施いたしまして、広く意見をいただきたいと考えております。また、1月に開催予定の第4回子ども・子育て会議におきまして、計画として決定をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、斑鳩町子ども・子育て支援事業計画案の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

はい、ご苦労さまです。

報告が終わりましたので、何か質疑、意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。

これだけのボリュームのものを本日皆さまに急に見ていただいたということもありますので、また、今後また何か出てきましたら、そのとき随時また質疑などしていただいたら結構かと思いますが、きょうのところ、いかがですか。特にございませんか。

(な し)

委員長

そうしたら、すみません、1点だけ、私、確認させていただきたいんですけれども、48ページに、これ、幼稚園のことやからね、ここで聞いてあげたらあれかなと思うんですけれども、現在、これ、3園あって、これ、条例の定数がこうなっているからこうなっているのかと思うんですが、幼稚園の1クラスの定員、今、運用されているのは35人でやっているんですよね。西とか東なんて教室もう4つしかないということの中で、この辺のところの整理はどんなふうに考えたらいいのかなとちょっと思っていたんですけれどね、担当課で、教育委員会が今いてませんので、細かいこと言えないようだったらいいんですけれども、私たちの認識としてはもう幼稚園というのは35人学級かなって頭にありますので、教室4つでもそれ以上無理かなって言うふうに考えていたものですか。でも、これ、40人の計算で160となっておりますのでね、ち

よっと単純にこれ、数字を出しすぎていないかなって、ちょっと心配になったので、この辺また確認をしておいていただきたいと思いますが、いかがですか。 本庄福祉課長。

福祉課長 今回の確保方策におきます定員の考え方といたしまして、こちらのほうは国のほうから条例上の定員で計画を策定するよというところがございまして、逆に言いますと町立保育所、今、条例上の定員以上に受け入れをしておるところではあるんですけども、そちらのほうは逆に条例上の定員に合わせにいったというようなことで、計画上はさせていただいておるところでございます。

委員長 一応、だから、幼稚園もやね。幼稚園もそういう形になっているということね。

そういうところら辺でね、計画をつくるときに形式的な形になって、実質と合っていないとかね、そういうことが割合こういう計画つくるときにあたりするんですよ。その点については、私たちも見逃していったらあかんなど。ちゃんとそこら辺は目つけてきちっと押さえていかなあかんっていう、議会としてはね、そういう認識持ってやらんとあかんっていうのを、今、ちょっとつくづくと思っているところなんです。

それともう1点ですね、子ども・子育て支援っていうのは、消費税を増税とした場合にその財源をそこに当てていくというような考え方も示されておられましたけれども、消費税の増税は先送りすると。私は消費税増税に反対ですけどもね、ただ、国としての責任問題というのか、増税見送るのやったらこれを始めるときの、じゃあ財源とかどうなるのかなっていうのはちょっと心配に思っているんですね。国がそういう方針で進めてきた内容であるというふうに私は認識しているものですか。その辺について、町としては現段階では国のほうから何か財源のこととか、これら計画について、何か国のほうからの説明とか、報告はあるんでしょうか。 植村住民生活部長。

住民生活
部長

国等々からの連絡というのは特にはございませんが、ただ、平成27年4月1日から施行するという前提で全ての市町村が準備をしているのですが、法的には施行日はまだ確定していないというのが現状です。

昨日だったと思うんですが、官房長官が記者会見の中で、この子ども・子育て新制度については予定どおり施行したいということで、総理大臣が財政当局に知恵を出せと指示したというふうにおっしゃっているというのを聞いております。

実際には、委員長おっしゃいますように、消費増税によります増収分から毎年7千億円程度充てるという前提での事業でございますが、例えば予算のやり繰りの中でやっていただけるのかなというような思いもしているところでございます。

いろいろな、施行日が決まっておられないのでいろいろな実務面での細かいところが決められない点もございますけれども、この計画につきましては、今ここでストップをさせてしまうとなかなかもう1度立て直すということができないということと、それから、もし施行日が変わるようであれば、この計画についての取り扱いがどうなっていくのか、当然そのとき考えなければなりませんし、期間を変えるとか、いうようなことになろうかと思いますが、この計画については4月1日を施行という前提で、今、ご報告をさせていただいて、パブリックコメントなども求めていきたいというふうに考えております。

委員長

担当におかれても非常にご苦勞をいただかなければならないという状況にあるということ、私は、今、再度確認をさせていただきましたが、いろいろな動向を敏感にキャッチしながら、子ども・子育て支援というのは斑鳩町にとっては重要な施策です。今後もやっぱりさらに進めていきたい事業と思っていますし、それと法律がマッチングしたということの中ではね、いろいろな情報をキャッチしながらできるだけ進めていけるように、頑張っけて担当としてやっていっていただきたい、お願いしておきたいと思っております。

ほかの委員さんのほうで、特にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、続きまして次の3番目に移らせていただきます。3点目です。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請期限延長について、理事者の報告を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請期限延長についてご報告を申しあげます。

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、5月の本委員会で、申請期間を8月1日から11月4日までの3か月とする旨のご報告をさせていただきまして、その後、受付事務を行ってまいりました。

しかしながら、これまでの申請状況等を見る中で、その期限を国の示す最長の6か月、2月2日まで延長することといたしましたので、当初の申請期限でございます11月4日までの申請状況とあわせてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料の4をごらんいただけますでしょうか。

初めに、8月1日から11月4日までの3か月間の申請状況についてご報告申しあげます。

まず、臨時福祉給付金でございます。臨時福祉給付金につきましては、7月の下旬に税務課のほうより、住民税の課税の状況等から対象になると思われる方、あるいは世帯の世帯主の方に、国の示すとおり住民税の非課税の通知に同封する形で給付金の案内、あるいは申請書を送付しております。送付件数は3,154件でございました。

次に、申請受付件数でございます。11月4日までに2,651件、送付件数に対する申請率で84.1%の方に申請をいただいております。

次に、子育て世帯臨時特例給付金でございます。こちらにつきましても、7月の下旬に、こちらのほうは福祉課のほうより対象になると思わ

れる方に申請書を送付しております。なお、公務員の方につきましては、各職場のほうから申請書が配布されることとなっておりますので、公務員を除く2,052人の方に送付をさせていただいたところでございます。

次に、申請受付件数でございます。公務員以外の方の申請件数は1,831件、申請率は89.2%となっております。また、公務員の方からの申請は229件で、合計で2,060件の方から申請をいただいているところでございます。

その横の支給決定のところでは、支給決定をさせていただいた人数あるいは金額のほうをお示しさせていただいております。また、支給決定件数といたしまして、一番右端の欄でございますけれども、臨時福祉給付金につきましては、町外の方の扶養家族等の理由によりまして不支給とさせていただいた件数、あるいは子育て世帯臨時特例給付金につきましては、臨時福祉給付金との重複の申請によりまして不支給とさせていただいた件数等をお示ししております。

続きまして、申請期限の延長についてでございます。申請期限の延長につきましては、申請期限を控えまして、申請状況等を踏まえる中で、また、他市町村の状況等も確認しながら、今後の対応について検討をしたところでございます。その中で、国の示す最長の6か月、2月2日まで期限を延長することとさせていただきましたので、この場でご報告をさせていただきます。

町といたしましては、引き続き対象となる方に申請いただけますよう、広報紙等での周知を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、期限の延長に関する住民の方への周知につきましては、既に町のホームページ、また、昨日に配られております広報11月号お知らせ版におきましてお知らせをさせていただいております。

委員皆さまにはなにとぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請期限延長

についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。特に、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 特にないようですので、次に進みます。
ほかに理事者のほうから報告しておくことはございませんか。
本庄福祉課長。

福祉課長 福祉課のほうから1点、ご報告のほうがございます。
先般、厚生委員の皆さまには、子ども・子育て支援新制度による町立保育所の保育時間、標準時間の11時間、あるいは保育短時間の8時間の保育時間の考え方、また、延長保育の考え方に関しまして、来年度の保育所入所申込みの開始に当たり、町の考え方をお示しさせていただいたところでございます。また、その際には、11月の当委員会において、保育の実施に関する条例施行規則、そちらの規則のほうの改正案についてご報告をさせていただくということで申しあげておったところでございます。

先ほども子育て支援計画のところで話が出ておりましたけれども、子ども・子育て支援新制度の関係につきましては、来年10月に予定されておりました消費税率10%への引上げによる財源を充てることを想定して制度設計されおったところでございまして、子ども・子育て支援法のほか、関係法律の施行日も、現時点ではまだ決まっていないという状況となっております。このような中で、消費税率の引上げの先送り、こちらのほうが表明されまして、現時点では、子ども・子育て支援新制度の開始時期を含めた動向等が非常に不透明な状況となっております。

このようなことから、保育時間の改定に係る規則改正につきましては、一旦保留とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い

いたします。

また、ただいま同様の理由から、保育料の関係も含め、準備等は進めておりますものの、子ども・子育て支援新制度に関する改正、関係条例等々の改正につきましては、現時点では同じく保留とさせていただきます。今後の国の動向等を確認する中で、慎重にその対応をまいりたいと考えております。なにとぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 以上、福祉課長のほうから報告がございました件につきましては、何か質疑、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。特にございませんか。

(な し)

委員長 それらにつきましても、先ほども申しあげましたように、非常に担当としてはやりにくい状況だとは思いますが、条例であったり、保育料の関係、重要な案件でございます。また、動向を見る中で提出を、ぎりぎりになるのかなとは思いますが、できるだけ情報収集していただいて、議会のほうにもお示しをいただきたい。それでまた、委員からも要望ございました。保育所運営委員会のほうでもやはりそういうご理解をきちっと求めていくという姿勢、そういうものを引き続き要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そうしたら、よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、以上をもって各課報告事項については終わらせていただきます。

続きまして、その他について、各委員さんより何か、質疑などご意見ございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。何かございま

すでしょうか。 辻委員。

辻委員 国保税の改正の件でちょっと若干、何点かちょっと質疑。
これ、国保委員会で答申もらわれていますけど、意見としてどんな意見あったんか、できたら報告お願いします。

委員長 山崎国保医療課長。

国保医療
課長 答申の付帯意見のこと。

(「はい」と呼ぶ者あり)

国保医療
課長 付帯意見をいただいております。4点いただいております。朗読させていただきます。

国民健康保険税の収納率の向上は安定した国民健康保険財政の運営にとって重要であり、被保険者の経済的状況等に配慮しつつ有効な収納対策を講じるとともに、税の負担の公平性の確保という観点から法令で定める滞納整理等をよりいっそう進めること。

2番目でございます。特定健診の受診率向上対策を強化するとともに、メタボリックシンドローム予防、禁煙指導及び口腔ケア等の事業を推進し、いっそう被保険者の健康づくりを進めること。

3番目に、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及は、被保険者本人の負担軽減及び医療費適正化に効果的であるので、利用促進に努めること。

最後に、国民健康保険財政の安定的な運営のため、制度改正や社会情勢の変化や財政状況等に十分配慮しながら、税率等の定期的な見直しに努めること。以上でございます。

辻委員 特に収納率と言われていますけど、以前にね、収納促進のため、国から補助あったと思います。今現在、そういう、例えばその補助金を利用

しながら広報したり、何かいろいろされている。一遍国道にもPRのあれとされたのかな。その辺も経験ありますねんけど、今現在その国の補助というの、どのようになっているのか。

国保医療課長 収納対策に係る補助制度はあることはあるのですが、要件のほうで、当町においては、今、資格証の発行を行っておりませんので、まず資格証の発行をするということが補助を受ける前提条件となりますことから、ちょっと該当するものはないということになります。

辻委員 収納率アップっていうことで、特に答申もされています。その辺も今後やっぱり検討もする必要は。バランス、やっぱり納税されている方のそういう善良な方とのバランスもとっていただきたいということで、その辺もちょっとこう、今後やっぱり検討もしていただきたいと思います。

それと、特に今、収納率アップの中で、口座振替とか。斑鳩町、決して収納率悪いということでは言うていません。全国的にどうなのか、かなり、100パーセントの収納率というところもあるように聞いていますけども、その辺のやっぱり収納率の向上に向けて、今後十分考えていただくということで、その辺もいろいろな施策というのを今後。

コンビニ収納も去年かおととしかしていただきまして、かなり利用もされていますけども、それ以外にやっぱり口座振替とか、その辺の推進を、やっぱり今後銀行ともその辺のPRをしていただきながら収納率を上げてほしいということで、これ、恐らく改正されますと、率はわかりませんが、やっぱり金額はかなりふえてくると、滞納金額ふえてくるということが予想されますので、その辺も十分しながら、今後やっぱり全庁的に対応していただきたいということを要望するのと、もう1点。

ちょっと1点だけ聞きたいのはね、前に資料もうた中で、改正案の資料の中で、他町村との比較、国民健康保険税財政の状況ということで10ページに書いていますけども、これ、医療費がね、斑鳩町、26億何ぼかかって、王寺が18億ってこれ、何かえらい少ないのと、また広陵町27億で。この辺のバランスというのが。多分、王寺町は黒字になっ

ていますけども、医療費がかなり安いということで、何かこんな、今、特にわからんのやったら結構ですけども、次回までにどんな施策されているのか。恐らく運営委員会でも言われているやつに、やっぱりそういうような健康増進のやっぱりその辺の対策もされているのか。

改正案の資料の中で10ページ。ちょっと見間違っただけやけど。

委員長 広域7町プラス広陵町の8町比較する資料ですね。

辻委員 何かちょっとこう、気付かなかっただけです。今度、特に国保運営委員会でいろいろな健康増進の対策とかいうことで言われていますけども、その辺でちょっとこう、言うたら。

国保医療課長 確かに医療費、額としては当町のほう、突出しているように見えるんですが、その下の1人当たりの医療費、これを見ていただけたら、そう当町だけが突出している水準ではないのかなというふうに思うんですが。そこら辺でちょっとご理解いただけたらという。

辻委員 人口的にえろうかわらへんということで、お医者さんにかかっている人数が斑鳩多いのかなというふうな気もしますが、またその辺もいろいろなこと研究をしながら、できたら。どういうふうに対策されているのか、いろいろその辺も勉強しながら。

1人にしたらね、例えば平群が大きいし。平群が一番大きいのかな。斑鳩はまあ少ない。

国保医療課長 医療費の上の、被保険者数の人数、これを見ていただきましたら、王寺町とは約2千人ほどの差がございますので、そこら辺の影響を受けているものというふうに考えています。

辻委員 先ほど言いましたように、いろいろまた勉強しながら。改正あったら、また住民からいろいろ不満も出ますので、その辺も十分対応しながら、

今後、国保税の改正、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

ほかに。

今、ちょうど、国保に関するこゝで、国保税改定といふこゝで、示されていたといふこゝで、委員のほうから質疑があつたんですが、私自身も国保税を払つておつて思ふのですが、これ、今、8期で納めてゐるんですけどもね、できるだけ納めやすいといふこゝでは、他の市町村でも8期ではなく10期つていふふうな納付期間の設け方をしているよゝなところもあると思ふんですけどもね、やはりこの今の8期ではなく、やっぱり10期ぐらゐに分けて、1回を少しでも負担を軽くするといふよゝなことについてはどうなんぢょうか。どのよゝなふうにお考へておられますか。

国保医療
課長

いゝゆる8期にしている理由なんぢょうが、当初課税との関係がございまして、これを12回均等にするといふこゝになりますと、当然、前の、先の4か月、暫定賦課といふ形になりますので、それで一旦仮徴収、決めさせていゝだいて、今度、当初課税が確定しましたときに再度また計算しなすといふこゝになりますので、事務的に賦課が二度手間になるといふこゝもありますので、現在のところちよつと考へてはおらないといふこゝでございまして。

委員長

でもね、年金から引き落とすする介護保険ですらね、暫定で引き落とししておいて、後で調整して加減してゐますやんか、介護保険料はね。だから、できるんやろうと思ふんぢょうすよね、やろうと思へばね。ただ、人件費つていふのか、手間といふのか。やっぱり被保険者が収納しやすいのはどうなのかつていふこゝについてね、やっぱりできるだけ収納しやすいよゝに、そういうふうな毎月の課税にするとかね、やゝつていゝだけたら。普通お勤めの人なんかは毎月ですからね、健康保険も。そういう検討つていふんぢょうすか、値上げをするのであればそういうこゝの検討も加えてやっぱりやゝつていくといふのが、やっぱり町民さんに対し

てできるだけ。

収納率のことも委員もおっしゃっていますけど、収納率を上げるためにはやっぱりそういうことも検討をしていかなければならないのではないかなっていうふうに思ったりするんですけどね。 池田副町長。

副町長

収納率のことですけども、今、最近、国民健康保険、以前は確かに悪いものでした。平成18年、19年、上げておりますけども、平成20年度の現年分の徴収率は91.5でした。上げて91.5。これでも、収納率、あのときも収納率落ちるだろうと言われていましたけども落ちませんでして、91.5、そのまま推移しました。

今現在は、各担当が努力していただいています、現年分で、今、94.3%、約3%のアップとなってきております。滞納につきましても、11.8%が15.1%となっております、毎年上がってきている状況でございます。

その中で今回また上げるわけですけど、基本的には上げて8期ということで納税者の方は理解してもらってございまして、払っていただけるということで考えておりますので、今、8期は維持したいと考えております。

ただ、そのときにね、これから、今後恐らく県一元化ないし、ならなくても、今後高齢者、どんどん医療費の動向は伸びてまいります。働く世代の年齢構成は、人数は少なくなってくるので、必ず3年後、この前の推計見ていただいたらわかりますように、もう平成29年度、単年度で赤字になっておりますので、当然また値上げはあります。恐らくもう2、3年ごとに値上げしないと国民健康保険財政はやっていけないし、そのままだでもまだこの4億の赤字は引きずったままとなっておりますので、上がっていきますけども、やはりね、今後は上げた中で、今回は、今、8期に据え置きさせてもらいますけども、今後、例えば5年、6年後になったらどれぐらい上がっているかによりますけども、またその辺については納期は考えさせていただきましますけども、ただ、今、言われましたように、納期は検討せよと、国民健康保険は上げるのはまかりなら

んと、賛成でけへんと、この理論ではいけないと思うんですわ。やはり国民健康保険税は上げるのは賛成する、ただし、納期についてもお願いしたいと言っていたら、一番町としては助かるんですけども。終わります。

委員長 今、副町長からもご答弁ありましたが、その中に県単一化の話も出てきていますが、県単一化の話もなんかもう、なんかゆらゆらゆらゆらしてはつきりしませんけれども、県下の市町村の国保に関しましても、奈良市なんか国保料ですけどね、国保料、国保税ってなっていますけども、納期についてもね、ちょっとばらつきがあると思うんですけども、それらについても、県単一化の中で保険料であったり、収納方法であったり、そういうものっていうのは、県のほうで一定のこういう方式で各市町村やってくださいというような形になるのか、ならないのか。その辺の見通しはどんなものですか。 植村住民生活部長。

住民生活 国保統合につきましては、一応29年めどとは言うているものの、保険給付をどうしていくかっていうのも定かでないですし、特に保険税につきましては、これまで、県内であれば同じ所得であれば同一保険料だという前提での話が、そうではなくって、市町村に分賦金、今で言うと介護納付金や高齢者の支援金と同じような形で、市町村から県にこれだけ払いなさいという金額が示されると。まあ言うてみれば請求書がくると。それを集めるのにどういう形で集めるのかは基本的に市町村で決めなさいというような話にもちょっと変質してきております。

しかも、国保統合をするための法律案が来年の1月の通常国会に提出されるとはいうものの、今の政局等々見るとそれも不安定だというような中で、全く情報としては混乱しているというのが現状でございます。

従いまして、その収納方法とか、納期とか、そういう細かい話には全く至っていないというのが現状でございます。

委員長 わかりました。これについても、前々から話が出ているけれども、二

転三転する中で、担当が、またこれも苦労しているという状況がよくわかりました。

でも、これらにつきましては深く住民にかかわる問題ですので、議会としてもやっぱりこの点については目を離すことはできない、きちっと押さえていかなければならないと思っていますので、またいろいろな情報が出てきましたら、議会のほうへもお示し願いたいと思います。

ほかに。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと確認っていうか、聞きたいんですけど、今、資源ごみ、各自治会で出されているんですけど、何か収集がだんだんだんだん早くなってきたから、ちょっと集めている人に聞いたら、持っていくやつがおるとかいう、テレビでもやっていたんですけど、資源ごみを分別したやつを持っていくやつがいてるということをちょっと聞いたんですけど、斑鳩町ではそういう被害はないんですか。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 特に不燃ごみの中から金属類だけを抜いて持ち去るといような情報は、何件か入っているところであります。

宮崎委員 うちのところでも、1回、不燃ごみかなんかのときに、中身を全部出されて持っていったような形跡もあった、1回か2回あったんですけど、その辺、出されて、その間置いておくから、その辺はやっぱり自治会で管理しやんなあかんのかなと思っているんですけど、これだけはもう警察とかその辺の問題になってくるから、自治会でちょっと難しいなと思うんですけど、町のほうもできるだけね、自治会方に注意してもらおうようにちょっと呼びかけでもしてもうておいたらなとは思いますが。以上です。

委員長 その防止策については、何か措置をされているのでしょうか。

栗本環境対策課長。

環境対策
課長

まず、ごみを住民の方が出された時点で、所有権というのはもう消滅をしておりますので、それを持ち帰るのは、警察のほうでは摘発はできないというところであります。

ただ、例えばそれが町のほうで売却をしているということになると、町に損失を与えますので、そういった町が売却しているのを知りながらその資源物を抜き取るという行為については、条例があれば摘発ができるということなんですけど、今、斑鳩町のほうで抜き取られているのは不燃ごみでありますので、警察としてはちょっと難しいという回答です。

ただ、今、国や県などが力を入れておりますのは、よく各ご家庭に、何月何日に回収に行きますので外へ出しておいってくださいとか、例えば、テレビなんかでも、本来リサイクル料金を支払わんなあかん義務があるんですけど、それを無料で回収しますよという、いわゆる悪徳な業者さんが回収をしている、それを何とか摘発をしていこうという動きがあります。当然、不燃ごみを抜き取っているのもそういった業者さん。そういった業者さんに限っては、収集運搬の許可であるとか、処分業の許可を持たずに収集されている、処理をされているという方なので、それを摘発していこうという動きがある。それが摘発が進みますと、その抜き取り行為も自然と少なくなっていく、壊滅されていくというような、今、ところで力を入れられておりますので、市町村もその辺の情報は常に県に流しているというところであります。

委員長

よろしいですか。

ほかに、委員皆さんのほうで何かございますか。

(な し)

委員長

ないようですので、その他につきましても、これをもって終わりとさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 はい、ありがとうございます。
それでは、閉会に当たりまして、副町長のご挨拶をお受けいたします。
池田副町長。

副町長 (副町長挨拶)

委員長 それでは、これをもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。
皆さま、ご苦勞さまでございました。

(午前10時45分 閉会)